

# 令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《所管事項説明》

1 「三重県子ども条例」の改正について	1
2 「三重県こども計画（仮称）」（最終案）について	2

### 《別冊》

- ・（別冊1）三重県子ども条例 改正条例案
- ・（別冊2）「三重県こども計画（仮称）」（最終案）

令和7年1月20日  
子ども・福祉部

## 【所管事項説明】

### 1 「三重県子ども条例」の改正について

#### 1 経緯

これまで、こども政策検討会議（5回）やこども会議（17 グループ）を開催し、子ども当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴きながら、条例改正について検討を進めてきました。

令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案を説明したところですが、その際にいただいた意見をふまえつつ府内検討をさらに進め、改めて、別冊1のとおり最終案として取りまとめました。

#### 2 主な変更点

改正条例案（12月常任委員会時）からの主な変更点は以下のとおりです。

##### 【前文】

- ・「権利を守る」を「権利を保障する」に変更。
- ・子どもを取り巻く現状（課題）について、児童虐待、いじめ、貧困など困難な状況にある子どもだけではなく、全ての子どもが、この条例は自分に関係があると感じることができるように、記載を変更。

##### 【基本理念（第3条）】

- ・第1号から第4号に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として明記。
- ・第1号から第4号の主語を「子ども」に統一し、子どもにわかりやすい表現に変更。
- ・第3号の「子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができる」を「子どもは、自分の意見を表明することができる」に変更。
- ・第3号の「その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができる」を「多様な社会的活動に参画することができる」に変更。
- ・第4号の「子どもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され」を「子どもは、その意見が尊重され」に変更。

#### 3 今後の予定

令和7年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）  
公布

## 【所管事項説明】

### 2 「三重県こども計画（仮称）」（最終案）について

#### 1 計画策定の経緯

「三重県こども計画（仮称）」は、こども基本法第10条第1項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例改正案第18条第1項（令和7年2月会議に提出予定）に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明した中間案について、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見をふまえつつ府内検討をさらに進め、別冊2のとおり最終案を取りまとめました。

#### 2 パブリックコメントの実施状況等

##### （1）意見募集期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月10日（金）まで

##### （2）意見数

44名の方から113件の意見をいただきました。

##### （3）主な意見

- ・「発達段階に応じた包括的性教育」は行き過ぎた性教育につながる恐れがあるため、導入せずに「生命の安全教育」として実施するか、慎重に進めるべき。（21件）
- ・「各教科の授業でSNSの正しい利用についての学習を進める」との記載は、「SNSの正しい利用」に関する確立された指針等が示されておらず、教育現場の対応が困難なため、表現を修正すべき。（6件）

#### 3 中間案からの主な変更点

中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

##### （1）医療保健子ども福祉病院常任委員会でのご意見をふまえたもの

- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の（いじめ対策）について、いじめの被害児童生徒への支援に関する取組に加え、いじめの加害児童生徒が抱える問題の解決を図り、再発防止や成長支援につなげる取組を追記。（別冊2 P32）
- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の（自殺対策）について、自殺予防に関する取組に加え、事案発生後にスクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒や保護者、教職員に対して心のケアや助言を行う取組を追記。（別冊2 P32）
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の（子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり）について、居場所の捉え方や具体的な事例を追記。（別冊2 P43）

## (2) パブリックコメントをふまえたもの

- ・「第3章 計画のめざす姿等」において、子ども条例改正案第3条（基本理念）を引用して、子どもの権利に対する考え方を追記。（別冊2 P21）
- ・重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」の＜現状と課題＞について、子どもの権利侵害事例の記載を児童虐待やいじめなど、特定の子どもに限定しない表現に修正。（別冊2 P41）
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の＜現状と課題＞について、全体的な内容の後に個別の内容が続くよう記載順を変更。（別冊2 P43）
- ・重点的な取組2「子どもを取り巻くリスクへの対応」の（インターネットに関するリスクへの対応）について、「各教科の授業で、SNSの正しい利用についての学習を進めます。」との記載を「授業教育課程全体で、SNSの安全で安心な利用についての学習を進めます。」に変更。（別冊2 P36）

## (3) その他庁内検討によるもの

- ・「第4章 重点的な取組」の各取組に係る＜重点目標＞及び＜モニタリング指標＞について、現状値や目標値を記載。
- ・重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」の＜重点目標＞について、「NPO等と連携して子どもの権利について啓発した人数」から＜モニタリング指標＞に設定していた「子ども条例の内容について知っている県民の割合」及び「子ども条例の内容について知っている子どもの割合」に変更。（別冊2 P42）
- ・重点的な取組6「社会的養育の推進」の＜モニタリング指標＞に設定していた「保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率（再分離率）」を、重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の＜モニタリング指標＞に変更。（別冊2 P34）
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の（多様な学び、遊び・体験機会づくり）について、みえこどもの城や児童館等を活用した多様な体験を提供する取組を追記。（別冊2 P44）

## 4 計画の名称について

計画の名称については、子ども・若者に親しみを感じてもらうとともに、計画を策定した趣旨を表現し理解してもらうため、名称を制定します。

現在、こども会議に参加したグループの子ども・若者や、三重県こども政策検討会議の委員（子ども・若者当事者）に、県が考えた以下の名称候補から、計画に合うと思う名称を選択していただいているところです。

いただいた意見をもとに計画の名称を決定します。

（名称候補）

- ・みえ子ども元気プラン
- ・みえ子どものびすくプラン
- ・みえ子どもミライツプラン
- ・みえ子どもひまわりプラン
- ・ありのままでみえっこプラン

## 5 今後の予定

令和7年 2月 議案提出  
3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）